

事 業 主 様

東京実業健康保険組合

「組合からのお知らせ」の送付について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今月分の「組合からのお知らせ」を下記のとおり取りまとめ、ご案内いたします。
ご多忙とは存じますが、皆さまにご周知いただきますようお願い申し上げます。

内容等についてご不明な点がございましたら、各担当課までお問合せください。

なお、リーフレットやポスター等につきましては最終ページ以降にまとめてお送りして
いますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- (1) 健康保険証の廃止に伴う資格確認書の一斉交付について P1
- (2) 令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります P2
- (3) 被扶養者対象「令和7年度 特定健康診査受診券」送付について P3
- (4) 令和7年度 契約健診（医療）機関の新規契約について P4
- (5) 健康ポスターの送付について P5
- (6) スマートフォンを活用した「ウォーキング大会」のお知らせ P6
- (7) 令和7年度 ウォーキング大会 ウォークラリーのお知らせ「こどもの国」 . P7～8
- (8) 令和7年度 ハイキング大会のお知らせ 「芋掘り」 P9～10
- (9) 「個人情報保護の取り組みについて」のリーフレット送付について P11
- (10) 機関誌等のメール配信のご案内 P12～13

- ・ 令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります（リーフレット）
子ども・子育て支援金制度とは（リーフレット）
- ・ 「よい睡眠とれていますか？」（ポスター）
- ・ 「個人情報保護の取り組みについて」（リーフレット）

◆当組合ホームページ【事務担当者の方へ】に「組合からのお知らせ」の最新号および、
バックナンバーを掲載しておりますのであわせてご覧ください。

ホームページ <https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



※各申込書等をFAXしていただく際には、必ず番号をお確かめのうえ、押し間違いの
ないようお願い申し上げます。

(1) 健康保険証の廃止に伴う資格確認書の一斉交付について

日頃より、当組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和7年12月2日より、従来の健康保険証は使用できなくなり、医療機関等を受診する際は「マイナ保険証」または「資格確認書」による資格確認が必要となります。

これに伴い、従前より機関誌等にてお知らせしている通り、マイナ保険証を利用できない方を対象に、「資格確認書」を一斉交付いたします《申請手続きは不要です》。

その他、詳細につきましては、随時ご案内いたします。

■ 資格確認書の一斉交付対象者(有効な健康保険証をお持ちの方)

1. マイナンバーカードをお持ちでない方
2. マイナンバーカードをお持ちでも、マイナ保険証の利用登録を行っていない方
3. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方
4. マイナ保険証の利用登録を解除した方
5. 当組合にマイナンバーの届出がない方

■ 資格確認書の送付予定月・送付方法

- ・ 令和7年10月下旬ごろ
- ・ 佐川急便の信書便にて事業所宛に送付

■ 事業所ご担当者様へのお願い

- ・ 加入者の皆様へ「資格確認書」の配布にご協力ください
- ・ 「マイナ保険証」の利用登録について、周知・ご案内をお願いいたします
- ・ 事業所宛に送付のため、送付先に変更等ある場合は組合に届出をお願いいたします

※マイナンバーカードの取得およびマイナ保険証の利用登録は任意です

「資格確認書」一斉交付対象者
【約14万人（令和7年5月末データ）】

【問合せ】

組合本部 適用課	03-3663-1361(代)	城西支部 適用係	03-3342-8821(代)
城南支部 適用係	03-5537-2400(代)	城北支部 適用係	03-3980-1501(代)

(2) 令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

日頃より、当組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、令和8年4月より、現下の少子化対策を一層強化し、子育て世代への支援をより充実させることを目的として、「子ども・子育て支援金制度」が新たに開始されます。

本制度は、医療保険の加入者の皆様にご負担いただく支援金を財源とし、児童手当の拡充、保育サービスの充実、働き方改革の推進など、多岐にわたる子育て支援策を実施するための仕組みです。

支援金の徴収は、健康保険料に上乗せする形で行われ、事業所の皆様には、従業員の保険料とともに納付いただくことになります。詳細につきましては、同封のリーフレットをご参照くださいますようお願い申し上げます。

本制度の趣旨をご理解いただき、今後のご対応にご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【問合せ】

組合本部 適用課 03-3663-1361(代) 城西支部 適用係 03-3342-8821(代)
城南支部 適用係 03-5537-2400(代) 城北支部 適用係 03-3980-1501(代)

(3) 被扶養者対象「令和7年度 特定健康診査受診券」送付について

「令和7年度 特定健康診査受診券」(健保連 集合契約Aタイプ)を6月20日付で被扶養者(対象:40歳~74歳までの方)のご自宅へ送付いたしましたのでお知らせいたします。

特定健康診査の受診案内・受診券・ご自宅周辺の契約健診(医療)機関が掲載された**圧着封筒**を送付しております。また、掲載以外の契約健診(医療)機関の受診を希望される場合は、当組合ホームページにてご確認ください。

〔表〕

受診案内

〔裏〕

受診券

契約健診(医療)機関リスト

特定健診とは、40歳~74歳までの方を対象に生活習慣病に深く関わる「メタボリックシンドローム」の発見に的を絞った健診で、健保組合に実施、報告が義務付けられています。当組合の被扶養者の受診率は毎年低い状態にあります。ご家族の健康は社員の方の健康にもつながります。年に1回の健康診断の受診を勧めていただきますようお願いいたします。

当組合が実施する健康診断は、年度内(4月から翌年3月末日)1回の受診となります。

東振協の特定健診「E区分」、生活習慣病予防健診「B・C3・D2区分」、総合健診(日帰り人間ドック)契約施設・東実総合健診センターには特定健診の検査項目が網羅されているため、**特定健診を受診したことになります。**今回の特定健診と重複しての受診はできませんので、ご注意ください。

また、パート先など、当組合で実施している健診以外で特定健診の検査項目を含む健診を受診した方は、「健診結果表」のコピーと特定健診「質問票」を健康管理課へご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

【問合せ】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋3-10-4

東京実業健康保険組合 健康管理課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(4) 令和7年度 契約健診(医療)機関の新規契約について

生活習慣病予防健診「施設健診」(A1・B・D1・D2区分)の契約健診(医療)機関に新規契約がありましたのでご案内いたします。

●新規契約

都道府県名	コード番号	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	D区分	上部消化管内視鏡	子宮	乳房	
								超音波	マンモ
北海道	01054	医療法人社団 明日佳 札幌きたはち健診センター	札幌市北区北8条西1丁目3 さつきた8・1ビル1階	011 252 9925	○	○	○	○	○
埼玉	11105	医療法人 翔誠会 MIRAI CLINIC TODA	戸田市本町4-16-17 戸田公園メディカルブリッジ2・3階	048 229 0489	○	○	○	○	○
千葉	12072	医療法人社団 誠馨会 新東京病院	松戸市和名ヶ谷1271	047 308 3720	○	○	○	○	○
奈良	29010	医療法人 光翼会 橿原健診クリニック	橿原市土橋町609	0744 23 3102	○	×	×	○	×
島根	32005	公益財団法人 島根県環境保健公社 健康の杜 浜乃木メディカルチェックプラザ	松江市浜乃木8-2-46	0570 085 111	×	×	○	○	○
香川	37014	一般社団法人 瀬戸健康管理研究所 総合健診クリニック	丸亀市津森町219	0877 24 8300	○	○	○	○	○
福岡	40055	社会医療法人社団 至誠会 木村病院	福岡市博多区千代 2-13-19	092 641 1911	○	○	×	○	○

【問合せ】

〒103-8465
東京都中央区東日本橋3-10-4
東京実業健康保険組合 健康管理課
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510
<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(5) 健康ポスターの送付について

「よい睡眠とれていますか？」(健康企業宣言 Step1 に対応)ポスターが健康保険組合連合会(健保連)より配布されました。組合員の皆さまの健康に対する意識づけにお役立ていただきたく、下記のポスターを送付いたしますので職場に掲示していただきますようお願い申し上げます。

また、メール配信事業所様には下記ポスターをメールに添付させていただいておりますが、現物の送付をご希望の場合はお手数でも下記担当までご連絡ください。

記

・【ポスター】

「よい睡眠とれていますか？」



【問合せ】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 健康管理課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(6) スマートフォンを活用した「ウォーキング大会」のお知らせ

令和7年度より新規事業として、当組合の健康情報ポータルサイト「P e p U p (ペップアップ)」を活用したウォーキング大会を開催いたします。参加費は無料ですが、参加には「P e p U p」の事前登録が必要です。(申請から登録完了まで約2週間かかります。) P e p U pの申請・登録および大会の詳細につきましては、当組合ホームページ NEWS&TOPICS「イベント」→「スマホウォーキング大会を実施します!」をご覧ください。

P e p U pの「ユーザー申請フォーム」はこちら➡



1. 参 加 対 象 者 被保険者および被扶養配偶者
※参加条件がありますので、詳細はホームページをご覧ください。
2. 開 催 期 間 10月1日(水)～11月30日(日)
3. エントリー期間 8月1日(金)～ 9月30日(火)
4. エントリー方法 個人でもチーム(2名～10名)でも参加できます。
参加は個人、チームいずれも上記エントリー期間中に「P e p U p」のウォーキングラリー画面から”参加ボタン“を押下してください。
5. 競 技 方 法 個人、チーム別に当組合が設定した目標歩数(一日の平均歩数)の達成をめざします。なお、チームで参加すれば、下記個人賞にチーム賞上乘せのチャンスがありますので、チームでの参加がおすすめです。
6. 表 彰 目標歩数を達成するとP e p U p上で電子マネー等と交換できるP e pポイントを進呈します。
個 人 賞 8,000 歩以上 1,200 ポイント(1,000 円相当)を進呈
 6,000 歩以上 600 ポイント(500 円相当)を進呈
チ ー ム 賞 8,000 歩以上 600 ポイント(500 円相当)を進呈

【問合せ】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 健康管理課

TEL03-3663-1361(代)/FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp>

(7)令和7年度 ウォーキング大会 ウォークラリーのお知らせ

「こどもの国」

1. 開催日

令和7年10月18日(土)

雨天決行(荒天の場合中止することがあります。)

※開催の有無は当日8時00分に組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載いたします。

2. 開催場所

こどもの国(神奈川県横浜市青葉区奈良町700)

園内の2カ所のチェックポイントを通過しゴールされた組合員の方には、完歩賞を呈いたします。

《交通案内》

◎電車をご利用の方

＊こどもの国線「こどもの国」 正面入口まで徒歩3分

＊小田急線「鶴川」駅より、小田急バス「奈良北団地」行 約15分

◎車をご利用の方

＊東名横浜・青葉インターチェンジ

＊東名横浜・町田インターチェンジ

3. 受付

《時間》 9時00分より

《場所》 こどもの国 正面入口脇

4. 募集人数

300名

5. 参加資格

組合員(当組合の被保険者および被扶養者)

6. 参加費

無料

7. 申込方法

●WEB申込みの方

8月28日（木）23：59までに当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載する申込専用フォームより、個人・家族・グループ単位でお申込みください。

※迷惑メール対策やドメイン指定受信などを設定している方は、受付確認メールが届かない場合がありますので「@dynax.jp」の受信許可設定をお願いいたします。

●FAXまたは郵送で申込みの方

8月28日（木）（必着）までに専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申込みください。

申込書は当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」よりダウンロードできます。

8. 参加決定

応募多数の場合は抽選といたします。

●WEB申込みの方

当選された方にのみ9月18日（木）に申込み時に登録されたメールアドレスに通知を送信いたします。

●FAXまたは郵送で申込みの方

当選された方にのみ9月18日（木）に送付先住所へ通知をお送りいたします。

9. その他

- ・組合員以外の方も同行できますが、入園料は各自ご負担ください。
- ・開催場所までの交通費は自己負担となります。

※当組合機関誌「健保だより」・「いきいき」に参加者の方の写真を掲載させていただく場合があります。

【問合せ・申込み】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 施設課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(8)令和7年度 ハイキング大会のお知らせ

「芋 掘 り」

1. 開 催 日

令和7年10月25日(土)

小雨決行(荒天の場合中止することがあります。)

※開催の有無は当日8:00に組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載いたします。

2. 開催場所

荒幡農園(埼玉県川越市南大塚6-12-33)

《交通案内》

◎電車をご利用の方

西武新宿線「南大塚」駅下車 南口より徒歩約15分～20分

◎車をご利用の方

関越自動車道「川越IC」から約5分

3. 受付時間

① 9:00～10:00

② 11:00～12:00

※希望、指定はできませんのでご了承ください。

4. 募集人数

1,000名(満4歳以上)

5. 参加資格

組合員(当組合の被保険者および被扶養者)

6. 参 加 費

無 料

7. 申込方法

●WEB申込みの方

8月19日(火)23:59までに当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載する申込専用フォームより、個人・家族・グループ単位でお申込みください。

※迷惑メール対策やドメイン指定受信などを設定している方は、受付確認メールが届かない場合がありますので「@d y n a x . j p」の受信許可設定をお願いいたします。

●F A Xまたは郵送で申込みの方

8月19日（火）（必着）までに専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、F A Xまたは郵送にてお申込みください。

申込書は当組合ホームページよりダウンロードできます。

8. 参加決定

応募多数の場合は抽選といたします。

●W E B 申込みの方

当選された方にのみ9月17日（水）に申込み時に登録したメールアドレスに通知を送信いたします。

●F A Xまたは郵送で申込みの方

当選された方にのみ9月17日（水）に送付先住所へ通知をお送りいたします。

9. そ の 他

- ・当日ご参加の組合員（満4歳以上）1人につき4株まで、お土産としてお持ち帰りいただけます。
- ・開催場所までの交通費は自己負担となります。

※当組合機関誌「健保だより」・「いきいき」に参加者の方の写真を掲載させていただく場合があります。

【問合せ・申込み】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 施設課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(9)「個人情報保護の取り組みについて」の
リーフレット送付について

今年度、当組合の「個人情報保護の取り組みについて」のリーフレットを新たに作成いたしましたので、お送りいたします。

なお、個人情報の取り扱いおよび管理についてのお問合せは、リーフレットに記載の本・支部担当課にて受付けております。

また、メール配信事業所様には下記リーフレットをメールに添付させていただいておりますが、現物の送付をご希望の場合はお手数でも下記担当までご連絡ください。

記

・「個人情報保護の取り組みについて」

【問合せ】

東京実業健康保険組合 企画広報課

TEL 03-3663-1351(代)

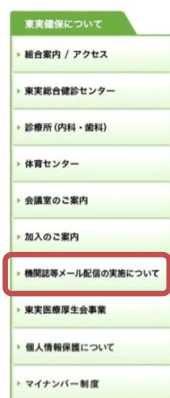
(10) 機関誌等のメール配信のご案内

当組合では、組合員の皆さまへのご案内の迅速化を目指すとともに、事業所様の利便性や業務の効率化、並びにコスト削減を目的として、組合機関誌「健保だより」および事業所様宛通知文「組合からのお知らせ」（当該送付物）について、メール配信を実施、推奨しております。

メール配信を実施している事業所様からは「従業員へ社内ツールを用いての連絡が可能となった」や「テレワークでも対応可能」など、利便性や効率化に繋がっているご意見をいただいております。

つきましては、次頁＜メール配信の概要＞の内容等をご確認、並びにご検討いただき、ご希望の場合は、当組合ホームページ【機関誌等メール配信の実施について】より「メール配信依頼書」をダウンロードのうえ必要事項をご記入いただき、組合本部企画広報課までメール、FAXまたは郵送してください。

なお、内容等についてご不明な点がございましたら、企画広報課までご連絡ください。また、行き違いで依頼書をいただいておりますら何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。



ここをクリックしてダウンロード

▶ 機関誌等メール配信の実施について

メール配信依頼書

東京医療健康保険組合 様へ

■ 依頼事項
 貴組合発行の機関誌「健保だより」または通知文「組合からのお知らせ」について、その配信を当組合内ネットワーク上での閲覧・受取するため、

■ 配信内容
 機関誌「健保だより」・通知文「組合からのお知らせ」（電子版は除く）
 （いずれも配信は各事業所まで送付する）

■ 配信希望
 ・当組合から配信した内容に限り、適切な場合に限りは印刷も、組合員以外の第三者への提供等は行わないこと。
 ・配信後に生じたウイルス感染等、不具合が生じた場合は、当組合において責任を負わないこととする。ただし、当組合が意図的に付いた場合はこの限りではない。
 ・メール配信実施後は、印刷、郵送による配布は行いませんのでご了承ください。

お断りについて同意し、次のとおり承諾します。

依頼する項目に□を付けてください。 印刷も希望する場合は、それぞれ□を付けてください。

□ 機関誌「健保だより」 □ 通知文「組合からのお知らせ」

事業所名称	姓	名	会社	部	室	〒	〒	〒	〒	〒	〒
事業所名称											
姓											
名											
会社											
部											
室											
〒											
〒											
〒											
〒											

配信先メールアドレス
 姓 名 会社 部 室
 〒 郵便番号
 〒 郵便番号
 〒 郵便番号

この依頼書で登録されたデータについて、その保護に努め、この目的以外には使用いたしません。

メール、FAXまたは郵送にてご返信ください。

【問合せ・申込み】
 〒100-8485 東京都中央区日本橋4-10-4 東京医療健康保険組合 企画広報課
 TEL 03-5653-1101 FAX 03-5653-1090 E-mail: shokai@hoken.or.jp

■ メール配信のメリット ■



機関誌・通知文到着の早期化
 （発送日当日に配信するため、各種お知らせをいち早くご確認いただけます。）



配信先代表者様が在宅勤務などの
 テレワークでも確認可能



回覧・配布時間の削減、
 データベースによる社内共有が可能



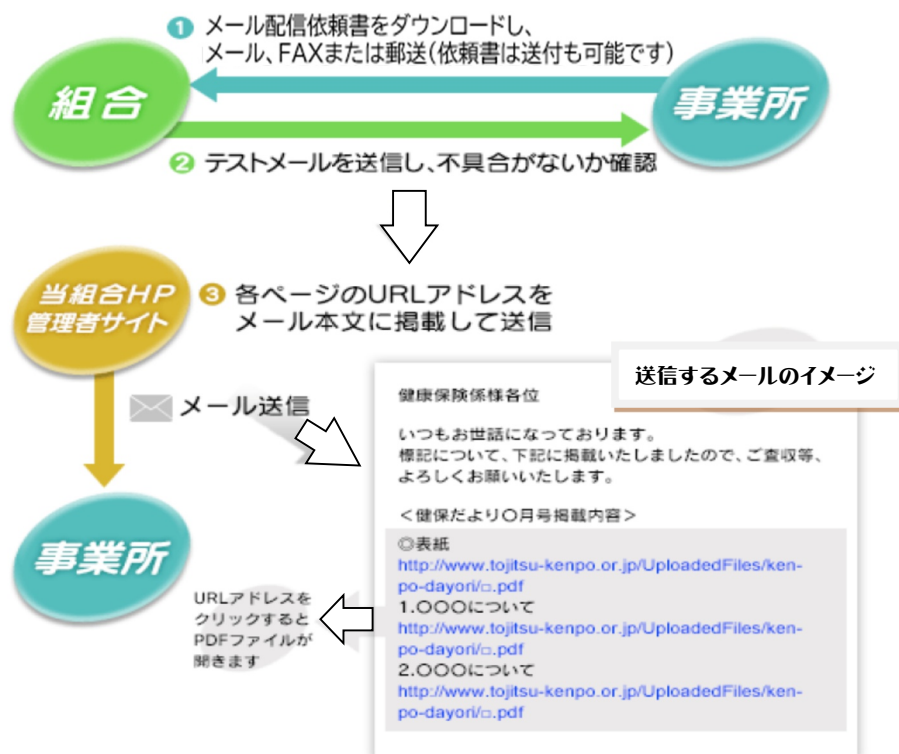
各お知らせやイベントの目的別
 検索も容易

＜メール配信の概要＞

■ 注意事項 ■

- ✉ メール配信依頼書の提出後、ご記入いただいたメールアドレスにテストメールを送信いたします。(3日以上経ってもテストメールが届かない場合は、お電話にてご連絡ください。)
- ✉ メール配信実施後は、原則、冊子での健保だより等の送付はいたしません。
- ✉ 「組合からのお知らせ」のメール配信を希望する事業所につきましては、メールで配信することができない冊子類を別に送付する場合があります。
- ✉ 提出の時期によっては、メール配信までの準備が完了するまで従来どおりの送付となります。
- ✉ ご担当者様が複数名いる場合も、人数に応じてご登録いただけます。
- ✉ 事業所様におけるメールセキュリティにより、ご利用いただけない場合もありますのでその際はご了承ください。

■ 配信までの流れ



【問合せ・申込み】

〒103-8465 東京都中央区東日本橋 3-10-4
東京実業健康保険組合 企画広報課
TEL 03-3663-1351(代) FAX 03-3663-1590

令和8年度より「子ども・子育て支援金」が始まります

子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える**新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。

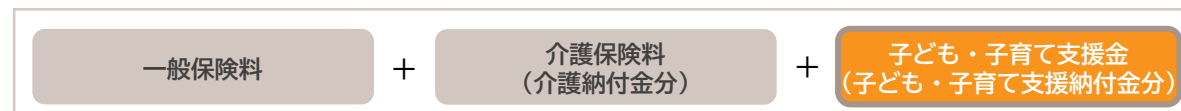
いつから？

開始時期について

- 子ども・子育て支援金は**令和8年4月分保険料（5月納付分）**より一般保険料・介護保険料と合わせて徴収されます。



- 納入告知書（請求書）には、**第3の費目**として子ども・子育て支援金が追加されます。



※健保組合は、子ども・子育て支援金の**代行徴収的**な位置づけになります。

何に使う？

支援金の使途は

- 支援金を財源として、国が**こども未来戦略「加速化プラン」**の取り組みを実施します。
- 加速化プランとは、我が国の**少子化対策を促進**するために、児童手当の拡充等の給付を拡充するなど、さまざまな施策のことです。

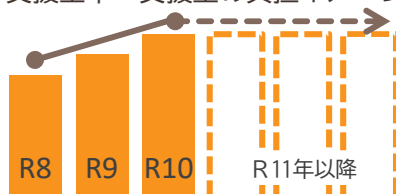
<加速化プランの施策>

- 妊婦のための支援給付 ● 出生後休業支援給付率の引き上げ ● 育児時短就業給付 等

いくら支払う？

どの程度の負担感か

<支援金率・支援金の負担イメージ>



一人当たり負担額・イメージ

（標準報酬月額×支援金率＝毎月の負担額）

例）標準報酬月額が30万の場合
30万×0.4%＝1,200円／月

〔事業主負担 600円 : 被保険者負担 600円〕

<各年度における支援納付金の総額>

R8年度…約6,000億円 ▶ R9年度…約8,000億円 ▶ R10年度…約1兆円

- 負担率（支援金率）は、令和8年からスタートし、令和10年度には**0.4%程度**に段階的に上がることが想定されます。
- ただし、国が令和10年度に支援納付金の最大規模を決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように**右肩上がりで増え続けることはありません**。
- 健保組合と協会けんぽには、国が一律の支援金率を示すこととなっています。

(子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性)

- 子ども・子育て支援金制度は、**社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。
- 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「**こども未来戦略**」(令和5年12月22日閣議決定)において、**児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充**を図ることとしました。これらにより個々人の子育てに関する負担を軽減し、少子化トレンドの反転につなげていけるよう、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する機運を高める取組もあわせて進めます。
- こうした**大きな給付拡充に当たっては、経済政策と調和した財政枠組みとするとともに、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保する必要があります。**
子ども・子育て支援金制度は、歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、令和8年度から10年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための**特定財源**です。歳出改革による負担軽減とセットで、かつその範囲内で構築することで、支援金制度の創設によって**社会保障負担率**(国全体でみた国民所得に対する社会保険料負担の割合)が上昇しないようにします。

(若い世代の結婚・子育てを応援するもの)

- 支援金を医療保険料とあわせて、**高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑えることができ、また、支援金を充てる事業による0～18歳までの間の平均的な給付拡充(累計)は約146万円となります。**つまり、子育て中や、これから結婚・子育てを考えられる若い世代を確実に応援するものとなります。
- 支援金は、児童手当など**法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てる**ものであり、**医療保険料と区分された仕組み**です。また、こうした仕組みであるため、今後の料率も、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません。

(全世代・全経済主体にとっての支援金制度の意義)

- 高齢者や子育て中でない方々等、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、**実効性のある少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めることは、かけがえのない重要な意義**を持ちます。

拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっている社会保険制度において、こうした新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、少子化トレンドの反転を実現することは、**制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながります。**

- また、**企業にとっては、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、極めて重要な受益**となります。

支援金制度の構築を、**歳出改革による社会保険負担軽減とセットで、かつその範囲内で行うことにより、事業主負担にも配慮しつつ、さらに、令和8年度からの施行の前に、賃上げや経済基盤の強化を先行させる**枠組みとしています。

(支援金の使途)

- このように、**企業や高齢者も含めた全世代・全経済主体から拠出いただくことを踏まえ、支援金の使途としては、**

- ・ **医療保険において、これまでも出産を起点とした給付が行われてきたことを踏まえつつ、**
- ・ **事業主にも拠出をお願いすることとなるため、これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を念頭に、**
- ・ **対象者が広く切れ目のない支援を実現する制度に充てることとし、**

児童手当など全国共通の現金給付を中心とし、加えてこども誰でも通園制度（現物給付）については、全国で利用要件に該当するすべての方へのサービス提供が行われるものとしています。

よい睡眠とれていますか？

睡眠が十分でないと、

さまざまな病気になったり

寿命が短くなる

リスクが増えます。

必要な睡眠時間を
確保しよう

6時間以上を目安に、
自分にとって
適正な睡眠時間を



睡眠休養感を
高めよう

起きたときに、
十分に休んだと
感じればOK

よい睡眠のために ～できることから始めよう～

快適な 環境づくり

- 寝室は静かであるべく暗く
- 快適な室温に
- 寝室にスマートフォンを
持ち込まない

眠りと目覚めの メリハリをつける生活習慣

- 朝食はしっかりとり、日中に日光を浴びる
- ウォーキングなどの運動習慣を身につける
- 寝る前にリラックス
- ぬるめのお湯でゆっくり入浴

お酒、タバコ、 カフェインは控えめに

- 寝酒や深酒をしない
- 夕方以降は喫煙しない
- できれば禁煙
- 夕方以降はカフェインをとらない

日中の
強い眠気が続く
などの場合は
専門家に相談を

毎年、健診を受診することで、からだの変化に早期に気づくことができます。ぜひ、年1回の健康診査を受けて、いつまでも健康な生活を送りましょう。

項目別個人情報の取り扱いについて

保健事業(健康診査等)における個人情報の取り扱いについて

総合健診センターにおける健診予約・受診時の個人情報の取り扱いについて

保養施設等の利用及び各種大会・教室等のイベント参加における個人情報の取り扱いについて

診療所における個人情報の取り扱いについて

「医療費通知(医療費のお知らせ)」「ジェネリック医薬品差額通知」の個人情報の取り扱いについて

高額医療給付交付金申請による個人情報の共同利用について

「高額療養費」「一部負担還元金」等の自動払いによる個人情報の第三者への提供について

「診療報酬明細書(レセプト)等」に係る個人情報の取り扱いについて

「柔道整復施術療養費支給申請書」の内容等照会に係る個人情報の取り扱いについて

組合機関誌等の広報における個人情報の取り扱いについて

会館等の施設利用における個人情報の取り扱いについて

個人情報の開示等について

匿名加工情報の取り扱いについて

※詳細につきましては、組合ホームページをご確認ください。

個人情報について

組合は、健診結果に基づく事後指導を効果的に行うために、契約健診(医療)機関から全ての検査項目を取得することになります。健診申込書に記載のある健診受診者に係る保有した個人情報は、その保護に努め、安全に保管し、皆さまの健康保持・増進のために行う保健指導、その他アフターフォロー事業の目的以外には使用いたしません。契約健診(医療)機関で受診された検査結果は、東振協に業務委託し、健診データ処理、結果表の作成及び発送をいたします。

お問合せ

個人情報の取り扱い及び管理についてのお問合せは、下記の組合窓口にて受け付けます。

東京実業健康保険組合	本 部	総務課	電話	03-3663-1351(代)
東京実業健康保険組合	本 部	診療所	電話	03-3669-3866
東京実業健康保険組合	本 部	健診センター	電話	03-3669-3861
東京実業健康保険組合	城西支部	庶務課	電話	03-3342-8821(代)
東京実業健康保険組合	城南支部	庶務課	電話	03-5537-2400(代)
東京実業健康保険組合	城北支部	庶務課	電話	03-3980-1501(代)

受付時間 9:00~17:00【土曜、日曜、祝日、その他組合の定める日(年末年始等)を除く】

東京実業健康保険組合

検 索

2025.6

個人情報保護の 取り組みについて

組合では、事業活動に関わる全役職員及び関係者に個人情報を安全に管理し、法令に基づき適正に使用することを周知徹底し、皆さまの個人情報保護に万全を尽くすよう努めております。

東京実業健康保険組合

健康保険組合（以下「健保組合」といいます。）は、健康保険法が定める目的「労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷、若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」に沿って事業を行っています。また、健康保険法では、「保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とも規定されています。

このように東京実業健康保険組合（以下「組合」といいます。）は、被保険者やその家族（以下「加入者」といいます。）の病気やけが

の治療費をみるだけでなく、出産や死亡した時の費用も補助し、病気やけが、出産のため一時的に収入がなくなった場合には生活費への補助をします。さらに、加入者の健康の保持増進のために 健康教室、健康相談、健康診査など必要な事業も行っております。

加入者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）は、組合が上記のような事業を行い、加入者に対しサービスを提供していくためにはなくてはならないものであり、その情報を安全に保管し、組合が取り扱うすべての個人情報の保護についての重要性を十分に認識し、取り扱うことを最大の責務と認識し、事業活動に関わる全役職員及び関係者に周知・徹底しております。また、組合では、以下に掲げた事項を常に念頭に置き、加入者などの個人情報保護に万全を尽くすことに努めております。

プライバシーポリシー

（個人情報保護に関する基本方針）

組合は、個人情報を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

1 組合は、個人情報保護に関する法令、通知、国が定める指針及びその他規範を遵守するとともに個人情報保護マネジメントシステムを構築確立し、適切に運用します。

2 次のような適正な管理を行うことで、常に個人情報の保護に努めます。
(1) 個人情報保護管理者の選任による責任の明確化
(2) 個人情報の漏えい、滅失又はき損、目的外利用等の防止及び是正
(3) 安全な環境下で管理するための個人情報データベースへのアクセス制限等の安全対策の実施
(4) 個人情報の保護についての役職員教育の徹底

3 組合は個人情報の取得にあたり、健康保険法等の法令等で取得が義務付けられている場合を除き、加入者に対し、あらかじめ特定した利用目的を明らかにし、取得した個人情報は、利用目的の達成の範囲内で利用し、目的外利用を行わない措置を講じます。

4 個人番号については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」といいます。）で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用いたします。また、特定個人情報の安全管理措置については番号法及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を遵守して適正に取り扱います。

5 取得した個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、第三者に提供はいたしません。また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供いたしません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号）第27条第1項各号に該当する場合は、本人の事前の同意を得ることなく、第三者に提供することがあります。

6 組合は、個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対する問合せ並びに開示、訂正、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を求められたときは、健康保険法等の法令及び個人情報保護管理規程等並びに個人情報保護マネジメントシステムに従い、適切に対応いたします。

7 組合は、本基本方針及び個人情報保護管理規程等並びに個人情報保護マネジメントシステムについて、法令等の制定改廃や情勢の変化により、継続的に見直しを行い、改善を図ります。

8 個人情報の取り扱い及び管理についての苦情及び相談は、下記の組合窓口にて受け付けます。

基本方針の内容及び個人情報に関わる苦情・相談/問合せ先

制 定:2005年4月1日

最終改訂:2022年4月1日

東京実業健康保険組合 個人情報保護事務局

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4 TEL:03-3663-1351(9:00～17:00)

東京実業健康保険組合

【土曜、日曜、祝日、その他組合の定める日(年末年始等)を除く】

理事長 栗田 和雄

組合の内部での利用に係る事例	他の事業者等への情報提供を伴う事例	審査支払機関への情報提供を伴う事例
1 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的		
- 被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに資格確認書等の発行管理 - 保険給付及び付加給付の実施 - 番号法に定める利用事務	- 高額療養費及び一部負担還元金等の計算処理(自動払い) - 保険給付の支払に係る口座振替の外部委託 - 第三者行為に係る損保会社等への求償 - 柔道整復師療養費支給申請書等(あんま・はり・きゅう・マッサージ含む)に係るデータ処理の外部委託 - 柔道整復師療養費支給申請書等(あんま・はり・きゅう・マッサージ含む)に対する照会文書の発送・回収等の外部委託 - 健康保険組合連合会(以下「健保連」といいます。)の高額医療給付の共同事業 - 健保連東京連合会及び東京都総合組合保健施設振興協会の医療給付等の審査相談 - 番号法に定める情報連携 - 被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託	
2 保険料の徴収等に必要な利用目的		
- 標準報酬月額及び標準賞与額の把握 - 健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収 - 被扶養者の認定、検認 - 資格確認書等の発行	- 保険料納付書等の発送及び口座振替の外部委託 - 算定基礎届、賞与支払届等に係る被保険者データ入力の外部委託 - ペイジー収納に係るデータ処理の外部委託	
3 保健事業に必要な利用目的		
- 健康保持増進のための健診、保健指導及び健康相談 - 特定健診、保健指導の実施 - 健康増進施設(保養所等)の運営 - 健康づくりのための各種大会及び教室 - 健康管理委員制度を活用した保健事業の有効かつ円滑な実施 - 組合事業の啓蒙を図るための広報誌等の配布 - 高額医療費及び出産費に係る資金貸付事業の実施	- 特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告 - 保健指導、健康相談に関する外部委託 - 健診機関への健診の外部委託 - 健康増進施設(保養所等)の運営の外部委託・共同事業 - 本人同意に基づく健診結果の事業者への提供(人間ドックを除く一次健診) - コラボヘルスの一環である健診結果の事業者への提供 - 被保険者等への医療費通知 - 健診データ処理等の外部委託 - 広報誌等の発送の外部委託 - 健保連主催の共同事業 - 高額医療費及び出産費に係る資金貸付の共同事業	
4 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的		
レセプト等の内容点検及び審査	- レセプトデータの内容点検の一部外部委託 - 再審査請求後の紙レセプトデータのノンチ入力及び画像取り込み処理の外部委託	- オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入情報の提供 - オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供
5 組合の運営の安定化に必要な利用目的		
- 医療費分析及び疾病分析 - 傷病(負傷)原因の照会(家族分を含め本人あて通知) - 医療費等の返還請求 - 医療費適正化のための医療費通知(家族分を含め本人あて通知)及びジェネリック医薬品差額通知(該当者あて通知)	- 医療費分析の外部委託 - 医療費通知及びジェネリック医薬品差額通知に係るデータ処理、発送の外部委託 - 健保連本部における医療費分析事業への参画	
6 診療所の運営に必要な利用目的		
- 当該医療機関が患者等に提供する医療サービス - 患者に係る診療内容等に関する管理業務	- 療養の給付等に関して費用を請求する場合における審査支払機関等へのレセプトの提出 - 診療した患者の疾病等に関しての他の医療機関等から保険医に照会があった場合における対応 - 事業主からの委託を受けて健康診断等を行った場合における結果の通知 - 患者の診療等に当たり外部(専門)の医師の意見又は助言を求める場合 - 検体検査業務等の外部委託	
7 総合健診センターの運営に必要な利用目的		
- 健康保持増進のための健診 - 生活改善等の健診相談及び栄養相談 - 組合診療所における二次検査	- 受診者再検査等に係る医療機関等への紹介 - 検体検査業務の一部外部委託	
8 その他		
- 組合の管理運営業務のうち、業務の維持及び改善のための基礎資料の作成 - 組合の管理運営業務に係る記録資料 - 適正な経理事務の執行 - 福祉厚生事業に関する配布先データの作成 - 支払に伴う振込先データの作成	- 業務の適正処理のための照会又は回答(保険者間の情報交換) - 組合の管理運営業務のうち、業務の維持及び改善のための外部委託 - 学術研究の用に供する健診データ等の提供 - 東実医療厚生会が行う常備業等の幹旋や医療保険等の案内に係る配布対象者データの提供 - 支払に伴う口座振替の外部委託	
番号法第19条第8号において定められた他の医療保険者又は行政機関(以下「他機関」といいます。)との情報連携における利用目的		
組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合		他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合
9 特定個人情報		
- 傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務に係る給付情報等 - 高齢受給者負担区分判定等に係る課税・非課税情報 - 被保険者資格取得事務に係る他機関における資格情報 - 被扶養者認定事務に係る課税・非課税、住民票関係情報等 - 保険料給付及び任意継続被保険者の保険料の還付の事務にかかる公金受取口座の情報	- 高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務に係る組合における保険給付関連情報 - 資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務に係る組合における資格取得、被扶養者資格関連情報	
10 オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的		
特定健診データ	被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録	